

# 1 富山県社会的養育推進計画の概要

資料 1-1

- ・平成28年改正児童福祉法の理念（※）のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し子どもの最善の利益を実現していくため、厚生労働省において『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』（平成30年7月6日付け通知）により各都道府県等に対して、令和元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」を策定するよう依頼があった。
- ・これを踏まえ、本県では令和2年3月に「富山県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に向けた取り組みを進めている。
- ・計画期間：令和2年度から令和11年度まで（10年間）

令和2年度から令和6年度まで（前期）、令和7年度から令和11年度まで（後期）

※虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、すべての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育（里親・ファミリーホーム及び児童養護施設等における養育）までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。

## 2 これまでの経緯

- ・平成24年11月 厚生労働省から「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」通知が発出され、平成27年度から平成41年度までの15年間の家庭的養護の推進に関する「都道府県推進計画」の策定が求められる。
- ・平成28年3月 上記通知に基づき「富山県家庭的養護推進計画」を策定（平成27年度～41年度）
- ・平成30年7月 平成28年の改正児童福祉法を受け、厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定について」通知が発出される。
- ・令和2年3月 上記通知に基づき「富山県社会的養育推進計画」を策定（令和2年度～11年度）
- ・令和6年3月 令和4年の改正児童福祉法を受けてこども家庭庁から「都道府県社会的養育推進計画の策定について」通知が発出される。令和6年度中の新たな計画（令和7年度～11年度）の策定が求められている。

## 3 現行計画と新しい計画との計画記載項目の比較

現行計画記載事項	新たな計画記載事項
1 社会的養育の体制整備の基本的考え方	1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2 当事者であるこどもの権利擁護	2 当事者であるこどもの権利擁護（意見聴取・意見表明等支援）
3 市町村のこども家庭支援体制の構築等	3 市町村のこども家庭支援体制の構築等
① 市町村の相談支援体制の整備	① 市町村の相談支援体制の整備
② 民間団体等との協力体制の構築	追加 ② 市町村の家庭支援事業等の整備
4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	追加 ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
5 里親等への委託の推進	追加 4 支援を必要とする妊産婦等の支援
① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築	5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
② 里親やファミリーホームへの委託子ども数等	6 一時保護改革
6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	追加 ① 児童相談所におけるケースマネジメント
① 施設で養育が必要なこども数	追加 ② 親子関係再構築
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	追加 ③ 特別養子縁組等の推進
8 一時保護改革	8 里親・ファミリーホームへの委託の推進
9 社会的養護自立支援の推進	① 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み
10 児童相談所の強化等	② 里親等支援業務の包括的な実施体制
① 児童相談所の体制強化	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
② 中核市における児童相談所の設置等の課題	① 施設で養育が必要なこども数の見込み
	② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
	10 社会的養護自立支援の推進
	追加 ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
	追加 ② 社会的養護経験者等の自立
	11 児童相談所の強化等
	① 中核市の児童相談所設置
	② 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等
	追加 12 障害児入所施設における支援